

令和7年度

介護福祉士等修学資金貸付事業 実施の手引き

(介護福祉士実務者研修受講資金)

心れあいネットワーク



社会福祉
法人

新潟県社会福祉協議会

介護福祉士等修学資金担当

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5605

<https://www.fukushiniigata.or.jp/>

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸付事業
〈介護福祉士実務者研修受講資金実施取扱細則〉

第1 趣旨

この実施取扱細則は、国及び新潟県の通知等に基づき実施する介護福祉士等修学資金貸付事業の実施にあたって、その取扱いについて必要な事項を定める。

【国及び新潟県の通知等】

- ① 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）（最終改正:令和5年3月30日）
- ② 「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）（最終改正:令和3年5月7日）
- ③ 「介護福祉士等修学資金等貸付事業実施要領の改正について」（令和3年5月25日付け高齢第283号新潟県高齢福祉保健課長通知）（最終改正:令和5年5月22日）

第2 実施主体

この貸付事業は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 目的

この貸付事業は、実務者研修施設に在学し介護福祉士の資格取得を目指す者に対し、介護福祉士実務者研修受講資金（以下、「修学資金」という。）を貸付け、新潟県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着支援を図ることを目的とする。

第4 貸付対象

- 1 貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - (1) 原則として新潟県に住民登録をしている者
 - (2) 原則として県内に所在する介護福祉士を養成する国が指定した学校又は新潟県知事が指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学する者※ 実務者研修（通信制）の実施主体が県外であっても、スクーリング会場が県内の場合を含む

対象となる県内の介護福祉士実務者研修施設一覧 【別表1】参照（P11）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は新潟県知事の指定した養成施設

- (3) 実務者研修施設を卒業後、直近の介護福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（従事期間3年（1,095日）以上かつ従事日数540日以上）に達している者又は達する見込みの者

- (4) 実務者研修施設を卒業後、直近の介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士に登録したうえで県内又は指定の国立施設（以下「県内等」という。）において、国が定める介護又は相談援助の業務（以下「介護等業務」という。）に従事しようとする者

指定の国立施設 【別表2】参照（P12）

国が定める介護又は相談援助の業務 【別表3】参照（P12～P21）

2 貸付の対象とならない者

- (1) 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の本修学資金と趣旨が同様の国庫補助事業を活用した貸付又は給付制度の利用者
- (2) 本修学資金と趣旨が同様の新潟県補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者
- (3) 高等職業訓練促進給付金の受給者
- (4) 離職者訓練による介護福祉士訓練の受講者
- (5) 他の都道府県の本修学資金を借り受けている者

第5 貸付期間

実務者研修施設に在学する期間とする。

第6 貸付額及び対象経費

1 貸付額

200,000円以内（1万円を単位）とする。

2 対象経費

実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等とする。

第7 貸付方法及び利子

1 貸付方法

県社協会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約による貸付けとする。

2 利子

無利子とする。

第8 連帯保証人

貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を1名立てなければならない。

1 連帯保証人の責務

連帯保証人は、貸付契約の相手方である修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、第18の規定による延滞利子を包含するものとする。

2 連帯保証人の要件

原則として県内に住民登録をしている者であり、独立した生計を営む65歳未満の成年者とする（市町村民税が課税されていること）。

- (1) 日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者とする。
 - (2) 修学資金の借受人又は他の申請者や借受人の連帯保証人となっていない者とする。
- 3 連帯保証人の変更の申請及び承認

申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに新たに連帯して債務を負担しようとする者と連署のうえ、次の書類を会長に提出し、その承認を受けること。

- (1) 提出書類
 - ① 連帯保証人変更申請書（第7-①号様式）
 - ② 貸付契約の締結後に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書（市町村発行）及び住民票又は運転免許証の写し

第9 貸付けの申請

1 申請時期及び申請方法

貸付対象者である申請者は、実務者研修施設の在学期間中（受講終了日の1ヵ月前までに、実務者研修施設を經由して申請する。

※ 受講終了日の1ヵ月前とは、「実務者研修施設の長の推薦書」（第1-③号様式）の受講（予定）期間欄の受講終了日の1ヵ月前をいう

2 申請書類

- (1) 必要書類
 - ① 介護福祉士等修学資金貸付申請書〔介護福祉士実務者研修受講資金用〕（第1-①号様式）
 - ② 実務経験（見込）証明書（第1-②号様式）
 - ③ 実務者研修施設の長の推薦書（第1-③号様式）
 - ④ 申請者の住民票の写し（申請日から3ヵ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）
※ 申請者が外国籍の場合は、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」記載ありのもの
 - ⑤ 連帯保証人の所得課税証明書（市町村発行）

第10 貸付けの審査及び決定

1 貸付けの審査

会長は、申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定する。

2 申請者への決定通知

(1) 貸付決定の場合

介護福祉士等修学資金貸付決定通知書（第2-①号様式）

(2) 貸付不承認の場合

介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書（第2-②号様式）

3 実務者研修施設の長への報告

会長は、実務者研修施設の長に当該申請者の貸付けの可否を報告する。

第11 貸付契約の締結

貸付契約を締結するため、借受人は連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

1 提出書類

- (1) 介護福祉士等修学資金借用証書（第2-③号様式）
- (2) 貸付金の交付先を証明する借受人名義の銀行口座通帳の写し

- (3) 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し
- 2 借用証書等の提出期限
貸付決定通知を受けた日から14日以内とする。
- 3 借用証書等を提出しない場合の取扱い
借受けを辞退したものとみなす。

第12 貸付金の交付方法及び交付時期

- 1 交付方法
借受人名義の銀行口座に口座振替の方法により一括交付する。
- 2 交付時期
借用証書等の提出があった後の会長が指定する日
- 3 特別な事情がある場合の措置
会長は、特別な事情があるときは、他の方法及び時期に交付することができる。

第13 貸付契約の解除

会長は、借受人に次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、貸付契約を解除する。

- 1 貸付契約を解除する事由
 - (1) 実務者研修施設を退学したとき
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
 - (4) 貸付期間中に貸付けを受けることを辞退したとき
 - (5) 死亡したとき
 - (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- 2 貸付契約の解除にかかる届出
借受人又は連帯保証人は、解除の事由が発生したときは、直ちに次の該当する書類を会長に提出する。
 - (1) 退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）
 - (2) 介護福祉士等修学資金貸付辞退届（第7-⑥号様式）
 - (3) 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類
 - (4) 介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

第14 卒業届の提出

借受人は、実務者研修施設を卒業したときは、次の書類を会長に提出する。

- 1 提出書類
 - (1) 実務者研修施設卒業届（第3-①号様式）
 - (2) 卒業後の事情に応じて必要な申請書類
 - ① 返還を開始する場合
介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）
 - ② 返還債務の猶予申請をする場合
介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）及び必要な提出書類
- 2 提出期限

実務者研修施設を卒業した日から14日以内とする。

第15 返還

借受人は、次の期間及び方法により、貸付けを受けた修学資金を返還する。

1 返還の開始日

次のいずれかの事由が生じた日の属する月の翌月から開始する。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 実務者研修施設を卒業したとき
- (3) 介護等業務を県外で従事したとき（指定の国立施設を除く）
- (4) 介護等業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 介護福祉士登録簿に登録しなかったとき
- (6) 県内等において介護等業務に従事しなくなったとき
- (7) 介護等業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (8) 返還の債務の履行猶予期間が終了したとき

2 返還期間

12ヵ月とする。

3 返還の方法

月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還の開始にあたっての提出書類

借受人は、返還開始の事由が生じたときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 提出書類

① 申請書

介護福祉士等修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

② 事由による書類

ア 貸付契約の解除にかかる届出の書類

イ 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類

(2) 提出期限

返還開始の事由が生じた日から起算して1月以内とする。

(3) 提出書類を提出しない場合の取扱い

会長は、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還させるものとし、借受人に通知する。

5 返還計画の変更

借受人は、返還計画を変更しようとするときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 変更ができる事項

返還方法の変更に伴う返還期間、返還回数及び1回当たりの返還金額

(2) 提出書類

介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書（第4-②号様式）

第16 返還の債務の履行猶予

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務の履行を猶予する

ことができる。

返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務の履行を猶予する事由、猶予期間及び提出書類

(1) 貸付契約が解除された後も引き続き実務者研修施設に在学しているとき

① 猶予期間

貸付契約の解除する日の属する月の翌月からその実務者研修施設に在学しなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

イ 実務者研修施設の在学証明書

(2) 実務者研修施設を卒業後さらに社会福祉士養成施設において修学しているとき

① 猶予期間

ア 社会福祉士養成施設に入学した日の属する月からその養成施設に在学しなくなった日の属する月までの期間

イ 社会福祉士養成施設を卒業したときは、さらに卒業した日から1年

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

イ 社会福祉士養成施設入学・卒業・退学届（第7-⑦号様式）

(3) 県内等において介護等業務に従事しているとき

① 猶予期間

介護福祉士の登録日と介護等業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月からその業務に従事しなくなった日の属する月までの最長2年の期間

② 提出書類

ア 介護福祉士登録届（第3-②号様式）（介護福祉士登録証の写しを添付する。）

イ 介護等業務従事届（第3-③号様式）

ウ 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

③ 提出期限

介護福祉士の登録を行った年の4月20日までとする。

④ 毎年度の業務従事状況の報告（年2回）

ア 借受人は、4月から9月までの業務従事状況を毎年10月20日までに、10月から3月までの業務従事状況を毎年4月20日までに、会長に報告する。

イ 提出書類

介護等業務従事状況報告書（第3-⑤号様式）

ウ 従事状況報告書を提出しない場合の取扱い

会長は、介護福祉士等修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還を求めるとし、借受人に通知する。

(4) 介護福祉士に登録後、直ちに県内等において介護等業務に従事できなかったが、その業務に従事する意思があると認められるとき

① 猶予期間

ア 介護福祉士に登録した日の属する月の翌月から当該卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間

イ 就業した施設等の事由により指定の介護等業務に従事できないときは、介護福祉士に登録した日から2年

ウ 介護等業務に従事する意思がなくなったときは、介護福祉士に登録した日の属する月の翌月からその意思がなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

(5) 国家試験に合格することができなかったが、翌年の国家試験を受験する意思があると認められるとき

① 猶予期間

実務者研修施設を卒業した年度の国家試験に合格することができなかったとき（災害等の事由により受験することができなかった場合を含む。）は、その翌年の国家試験に合格した日の属する月までの期間

② 提出書類

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

(6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務の履行が困難であると認められるとき

① 猶予期間

会長が認めた期間

② 提出書類

ア 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-②号様式）

イ その事由となる事実を証明する書類

2 申請書の提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還債務の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

第17 返還の債務の免除

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務を免除することができる。

返還の債務の免除を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務を免除する事由及び免除額

(1) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士に登録したうえで県内等において介護等業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護等業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き2年間従事したとき

① 「卒業した日から1年以内」の取扱い

返還債務の履行が次の事由により猶予されているときは、「卒業した日から1年以内」として登録又は従事するまでの期間は、下表に掲げる期間とする。

第16-1-(2)	社会福祉士養成施設において修学しているとき	→	「社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内」
-----------	-----------------------	---	-------------------------

第 16-1- (4) -イ	就業した施設等の事由により介護等業務に従事できなかったとき	→	「介護福祉士に登録した日から2年以内」
第 16-1- (5)	実務者研修施設を卒業した年度の国家試験に合格することができなかったとき	→	「卒業年度の翌年度の国家試験に合格した日から1年以内」

② 期間の計算

2年 在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務従事期間が 360 日以上

③ 期間の取扱い

ア 介護等業務に従事後、法人における人事異動等又は社会福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない期間が生じた場合は、当該業務の従事期間には算入しないものとするが、引き続き、介護等業務に従事しているものとして取扱うこととする。

イ ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事する者の在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

④ 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

(2) 介護等業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき

① 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

(3) 修学資金の貸付けを受けた期間（180日とする。）以上に、介護福祉士に登録したうえで県内等において介護等業務に従事したとき

① 適用を除外する要件

ア 本人の責による事由により免職された者

イ 災害、疾病、負傷などの特別な事情がなく退職した者

② 免除額

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に、介護等業務に従事した期間（1年を180日とする。）を360で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を乗じて得た額とする。

(4) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

(5) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得

ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

2 申請書類

- (1) 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書（第6-①号様式）
- (2) その事由となる事実を証明する書類

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

会長は、免除事由の(5)長期間所在不明等で返還が困難である場合にあっては、新潟県知事の承認を得るものとする。

第18 延滞利子

会長は、借受人が正当な理由がなく返還事由の生じた日の属する月の翌月から返還期間内までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

1 延滞利子の割合

年3パーセントとする。

2 延滞利子の計算

最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて計算する。

3 延滞利子の徴収免除

徴収する延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、徴収しないことができる。

第19 変更等届出

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が生じたときは、速やかに必要な書類により会長に届け出ること。

(1) 借受人又は連帯保証人の氏名又は住所が変更したとき

- ① 氏名・住所変更届（第7-②号様式）
- ② 氏名変更は変更があった者の戸籍抄本、住所変更は変更があった者の住民票抄本

(2) 介護福祉士に登録したとき

- ① 介護福祉士登録届（第3-②号様式）
- ② 介護福祉士登録証の写し

(3) 介護等業務の従事先を変更したとき

介護等業務従事先等変更届（第3-④号様式）

(4) 連帯保証人が死亡したとき

- ① 連帯保証人死亡届（第7-④号様式）
- ② その事実を証明する書類

第20 実務者研修施設の長の推薦等

実務者養成施設の長は、当該施設の学生を把握し、会長に申請者の推薦及び借受人の状況把握等を行うことにより、この貸付事業の適正な運営に協力する。

1 修学資金貸付事業の周知等

会長からこの貸付事業の当該年度における実施通知を受けたときは、当該実務者研修施設に在学する者に対し、周知並びに相談等の支援を行う。

2 推薦及び申請の取りまとめ等

- (1) 実務者研修施設の長の推薦書（第1-③号様式）の作成
- (2) 申請に必要な書類を取りまとめ、会長が指定する期日までに提出

3 在学している借受人の状況把握等

- (1) 借受人の状況把握及び修学の相談支援
- (2) 借受人の状況に変化があったときは、会長への届出の指導
- (3) 退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）の証明

第21 その他

この実施取扱細則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この実施取扱細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第8、第9、第16、第17）は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4）は平成31年4月1日から施行する。
- 4 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4）は令和2年4月1日から施行する。
- 5 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第17、第18）は令和3年4月1日から施行する。
- 6 この実施取扱い細則の一部改正（第1、第4、第16、第17）は令和4年2月1日から施行する。
- 7 この実施取扱い細則の一部改正（第4、第8、第9）は令和5年2月9日から施行する。
- 8 この実施取扱い細則の一部改正（第1、第4、第17）は令和6年2月1日から施行する。
- 9 この実施取扱い細則の一部改正（第4）は令和7年1月31日から施行する。

対象となる新潟県内の介護福祉士実務者研修施設一覧

No.	実務者研修施設・課程等	区分	修業期間	定員	〒	所在地	電話番号
1	K & K介護福祉士実務者研修 (通信課程)	通信	6月	40人	950-0088	新潟市中央区万代5丁目 7-2 シアース万代事務棟 305号室	025-383-8610
2	新潟県介護福祉士会 実務者研修 (通信課程)	通信	6月	24人	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5531
3	新潟医療福祉カレッジ 介護福祉士実務者研修通信課程	通信	6月	24人	950-0911	新潟市中央区笹口2-5-1	025-242-3133
4	愛宕福祉会 介護福祉士養成実務 者研修通信課程	通信	6月	15人	950-0067	新潟市東区大山2丁目13 番34号	025-384-8567
5	新潟地域福祉協会 実務者研修通信課程	通信	6月	24人	950-0865	新潟市中央区本馬越2- 21-6	025-288-5229
6	長岡こども・医療・介護専門学校 介護福祉士実務者研修通信課程	通信	6月	40人	940-0047	長岡市弓町1-8-34	0258-35-1600
7	長岡介護福祉専門学校あゆみ 介護福祉士実務者研修通信課程	通信	6月	60人	940-0034	長岡市福住1-7-21	0258-31-2622
8	ケアサポート長岡 教育センター 介護福祉士実務者研修 (通信課 程)	通信	4~6 月	16人	940-0061	長岡市城内町2丁目6-22 ホクエンビル4F	0258-89-8821
9	長岡崇徳福祉専門学校 介護福祉 士実務者研修 (通信課程)	通信	6月	24人	940-2137	長岡市上富岡町1961-21	0258-46-7711
10	つばめ福祉会 介護福祉士実務者 研修 (通信課程)	通信	3~8 月	50人	959-1263	燕市大曲2486	0256-61-6363
11	上越老人福祉協会 介護福祉士実務 者研修通信課程	通信	6月	15人	943-0101	上越市上真砂219番地	025-520-2121

【別表2】 指定の国立施設一覧

- ① 国立障害者リハビリテーションセンター
- ② 国立光明寮
- ③ 国立保養所
- ④ 国立知的障害児施設
- ⑤ 国立児童自立支援施設
- ⑥ 医療型障害児入所施設「整肢療護園」
- ⑦ 医療型障害児入所施設「むらさき愛育園」
- ⑧ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑨ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設

【別表3】 国が定める介護又は相談援助の業務

返還猶予又は返還免除の申請ができる施設、事業所等及び職種の範囲は以下の通知に定められています。

① 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

② 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日付け社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

- (注1) 返還猶予又は返還免除の申請ができるのは、新潟県内の施設・事業所等です(指定の国立施設を含む)。
 なお、一覧には、新潟県内に設置されていない施設・事業所等も掲載していますのでご注意ください。
- (注2) 一覧表に記載のある施設・事業所等の職種・業務以外に、当該施設の長であって介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した期間については、返還猶予又は返還免除の申請ができます。
- (注3) 以下の一覧表は、見やすくするために便宜上一覧表にまとめたものになります。本一覧表に記載がないものは、上記に記載の通知によるものとします。

1 介護等業務の範囲

別添2	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	利用者の保護に直接従事する職員 児童指導員(業務分掌表上、介護等の業務を行なうことが明記されている者に限る)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
	重症心身障害児施設	
	指定発達支援医療機関	
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等である者
	身体障害者福祉工場	
	地域活動支援センター	
	障害者支援施設	
	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	
	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮)	
	知的障害者福祉工場	
	福祉ホーム	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	
	隣保館デイサービス事業を行っている隣保館	
2-1(3)	救護施設	介護職員
	更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者

1 介護等業務の範囲

別添2	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1 (6)	居宅介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者等包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
	共同生活援助を行う事業所	
2-1 (7)	児童デイサービスを行う事業所	主たる業務が介護等である者
2-1 (8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
2-1 (9)	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
	指定介護予防訪問看護	
2-1 (10)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1 (11)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1 (12)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1 (13)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1 (14)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1 (15)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従事者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
2-1 (16)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従事者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
2-1 (17)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従事者
2-1 (18)	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
2-1 (19)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
2-1 (20)	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
2-1 (21)	養護老人ホーム	入居者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
2-1 (22)	サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）	主たる業務が介護等である者
2-1 (23)	指定介護療養型医療施設（療養病床等により構成される病棟又は診療所）	介護職員等その主たる業務が介護等である者（※2）
2-1 (24)	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等である者
2-1 (25)	都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
2-1 (26)	病院、診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
2-1 (27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（※2）
2-1 (28)	国立ハンセン病療養所等	介護員等その主たる業務が介護等である者（※2）

1 介護等業務の範囲

別添2	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1 (29)	職業安定法施行規則に規定する家政婦	個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等である者
2-1 (30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1 (31)	重度心身障害児(者)通園事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 児童指導員(業務分掌表上、介護等の業務を行なうことが明記されている者に限る) (施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
2-1 (32)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
2-1 (33)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
2-1 (34)	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく身体障害者自立支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく生活サポート事業を行っている施設	
2-1 (35)	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく移動支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく日中一時支援事業を行っている施設	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	介護職員
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく訪問入浴サービス事業	
改正前「地域生活支援事業実施要綱」に基づく経過的デイサービス事業を行っている施設	主たる業務が介護等である者	
2-1 (36)	「地域福祉センター設置運営要綱」に基づく地域福祉センター	主たる業務が介護等である者
2-1 (37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1 (38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
2-1 (39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1 (40)	法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業	主たる業務が介護等である者(※3・4)
	介護保険法に規定する基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスを行う事業	
	障害者総合支援法に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業	
	以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅サービス、基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第一号訪問事業、第一号通所事業 非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービスに準ずるもの	

- ※1 No.2-1において、次の①～③までに掲げる者(③については介護等の業務に従事している期間に限る。)が含まれること。
 ①介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 ②当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であってその主たる業務が介護等の業務であるもの
 ③ 当該施設又は事業所の長であって会議等の業務を兼務しているもの
- ※2 No.2-1(9)、(23)、(25)～(28)は、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事する方は、返還猶予・返還免除の対象とはなりません。
- ※3 No.2-1(40)において、介護保険法・障害者総合支援法の基準該当以外の各事業には、返還猶予・返還免除の算定期間の対象となる条件があり、返還猶予・返還免除申請の際には、下記別表の内容が記載されている書類(地方公共団体が定める条例、実施要綱・定款等)の提出が必要です。
- ※4 No.2-1(40)において、社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除を申請できる期間の対象とすることができます(営利法人の場合は対象となりません)。

別表(以下の内容の全てが明記されていることが必要)

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・障害者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・障害者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-1 (1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
1-1 (2)	児童相談所	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員
1-1 (3)	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 個別対応職員 自立支援担当職員
1-1 (4)	児童養護施設	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員
1-1 (5)	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員 児童発達支援管理責任者 心理担当職員
1-1 (6)	児童心理治療施設	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員
1-1 (7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 自立支援担当職員
1-1 (8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-1 (9)	里親支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6に規定する里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 養親等相談支援員
1-1 (10)	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	児童指導員 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理担当職員に限る） 訪問支援員（児童指導員、心理担当職員に限る） 障害福祉サービス経験者
1-1 (11)	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-1 (12)	病院・診療所	退院後生活環境相談員 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-1 (13)	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
1-1 (14)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-1 (15)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定士
1-1 (16)	救護施設 更生施設	生活指導員

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種	
1-1 (17)	福祉に関する事務所（福祉事務所）	指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員） 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員） 面接相談員 女性相談支援員 母子・父子自立支援員 就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
1-1 (18)	女性相談支援センター	相談指導員 心理支援員 女性相談支援員	
1-1 (19)	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	
1-1 (20)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	
1-1 (21)	養護老人ホーム	生活相談員	
	特別養護老人ホーム	生活相談員	
	軽費老人ホーム	主任生活相談員 生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員	
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	
	老人短期入所施設	生活相談員	
	老人デイサービスセンター	生活相談員	
1-1 (22)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	
1-1 (23)	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員
		介護老人保健施設	支援相談員 介護支援専門員
		介護医療院	介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
1-1 (24)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
1-1 (25)	障害者支援施設	（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援）	生活支援員
		（就労移行支援）	就労支援員
		（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援）	サービス管理責任者
1-1 (26)	地域活動支援センター	（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準に規定する）指導員	
1-1 (27)	福祉ホーム	（福祉ホームの設備及び運営に関する基準に規定する）管理人	
1-1 (28)	障害福祉サービス事業	（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援） 生活支援員 職業指導員 ※就労移行支援・就労継続支援 就労支援員 ※就労移行支援 サービス管理責任者	
	指定障害者福祉サービス事業	（指定就労定着支援・指定自立生活援助） 就労定着支援員 ※指定就労定着支援 サービス管理責任者 地域生活支援員 ※指定自立生活援助	
1-1 (29)	一般相談支援事業を行う施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談支援専門員	
1-1 (30)	特定相談支援事業を行う施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談支援専門員 相談支援員	
1-2 (1)	授産施設（生活保護法）	指導員	
	宿所提供施設（生活保護法）		

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (2)	乳児院	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
1-2 (3)	有料老人ホーム	生活相談員
1-2 (4)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
1-2 (5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
1-2 (6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人
1-2 (7)	知的障害者援護施設	生活支援員
1-2 (8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
1-2 (9)	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
1-2 (10)	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添18（日常生活自立支援事業実施要領）5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
1-2 (11)	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
		「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添18（日常生活自立支援事業実施要領）5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
1-2 (12)	児童デイサービス事業を行っている施設（改正前障害者自立支援法）	相談援助業務を行う職員
1-2 (13)	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）
1-2 (14)	障害児入所施設に入所し、又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	児童指導員
1-2 (15)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員 ケースワーカー
1-2 (16)	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (17)	刑事施設	刑務官 法務教官
	少年院	法務技官（心理）
	少年鑑別所	福祉専門官
1-2 (18)	地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	社会復帰調整官
1-2 (19)	更生保護施設	補導主任 補導員 福祉職員及び薬物専門職員
1-2 (20)	労災特別介護施設(労働者災害補償保険法)	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (21)	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (22)	児童自立生活援助事業を行っている施設（児童福祉法）	相談援助業務を行っている指導員
		「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員
		「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員
1-2 (23)	子育て短期支援事業を行っている	相談援助業務を行っている職員
	児童養護施設	
	母子生活支援施設 乳児院及び保育所等	
1-2 (24)	母子家庭等就業・自立支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (25)	「児童福祉法」に基づく、地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (26)	「利用者支援事業実施要綱」に基づく利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (27)	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
1-2 (28)	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
1-2 (29)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員
1-2 (30)	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (31)	改正前障害者総合支援法 共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (32)	障害福祉サービス事業 療養介護を行う施設 短期入所を行う施設 重度障害者等包括支援を行う施設 共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (33)	改正前児童福祉法 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	児童指導員
1-2 (34)	改正前児童福祉法 重症心身障害児施設	児童指導員 心理指導を担当する職員
1-2 (35)	廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員
1-2 (36)	改正前地域生活支援事業 身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (37)	地域生活支援事業 日中一時支援を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (38)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2 (39)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2 (40)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1-2 (41)	アウトリーチ事業を行っている施設（地域移行・地域生活支援事業実施要綱） アウトリーチ支援を行っている施設（地域生活支援促進事業実施要綱）	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1-2 (42)	指定居宅サービス（通所介護）を行う施設 基準該当居宅サービス（通所介護）を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護）を行う施設 基準該当介護予防サービス（介護予防通所介護）を行う施設 指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設	生活相談員

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (43)	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
1-2 (44)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
1-2 (45)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従事者
1-2 (46)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
1-2 (47)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービスを行う施設	
1-2 (48)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
1-2 (49)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
1-2 (50)	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	
1-2 (51)	「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
1-2 (52)	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
1-2 (53)	サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (54)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (55)	「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2 (56)	「ひきこもり支援推進事業実施要領」に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている専任職員
1-2 (57)	「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (58)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
1-2 (59)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
1-2 (60)	「被災者見守り・相談支援事業実施要領」、 「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領」、 「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」、 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (61)	「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領」及び「被災者見守り・相談支援等事業実施要領」に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (62)	「自立相談支援モデル事業運営要領」に基づく自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	「家計相談支援モデル事業運営要領」に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員 家計相談支援員

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (63)	生活困窮者自立支援法 生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 就労支援準備担当者 家計改善支援員
1-2 (64)	「地域居住支援事業実施要領」に基づき地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (65)	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2 (66)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
1-2 (67)	広域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー
1-2 (68)	地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	障害者職業カウンセラー 職業適応援助者
1-2 (69)	改正前障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
1-2 (70)	障害者雇用支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
1-2 (71)	改正前雇用保険法に規定する訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
1-2 (72)	障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律）	主任就業支援担当者 就業支援担当者 主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員
1-2 (73)	職業安定法に規定する公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
1-2 (74)	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
1-2 (75)	難病相談支援センター（難病の患者に対する医療等に関する法律）	難病相談支援員
1-2 (76)	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
1-2 (77)	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に基づく子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
1-2 (78)	改正前「母子保健法」に規定する母子健康包括支援センター	旧母子保健法に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
1-2 (79)	地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
1-2 (80)	「子ども・若者育成支援推進法」に規定する子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (81)	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関（成年後見制度の利用の促進に関する法律）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (82)	基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (83)	家庭裁判所（裁判所法）	家庭裁判所調査官
1-2 (84)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所（児童福祉法）	「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
1-2 (85)	医療的ケア児支援センター（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）	医療的ケア児等コーディネーター
1-2 (86)	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者
1-2 (87)	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
1-2 (88)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員

2 相談援助業務の範囲

別添1	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2 (89)	「若年被害女性等支援事業実施要領」に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
1-2 (90)	児童福祉法に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
1-2 (91)	児童福祉法に規定する児童厚生施設（児童遊園を除く）	相談援助業務を行っている者
1-2 (92)	児童福祉法に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (93)	児童福祉法に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員
1-2 (94)	児童福祉法に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター 母子支援員
1-2 (95)	児童福祉法に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
1-2 (96)	児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業をやっている事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (97)	児童福祉法に規定するこども家庭センター	児童福祉法に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健法に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 こども家庭センターガイドラインに規定する統括支援員
1-2 (98)	児童福祉法に規定する地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員
1-2 (99)	上記(1)～(98)に定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

【別表4】 主な手続きに必要な提出書類一覧

区分	様式名称及び提出書類	様式番号
1	貸付申請 ① 介護福祉士等修学資金貸付申請書 ② 実務経験（見込）証明書 ③ 実務者研修施設の長の推薦書 ④ 申請者の住民票 ⑤ 連帯保証人の収入を証明する書類	第1 - ① 号様式 第1 - ② 号様式 第1 - ③ 号様式
2	契約 ① 介護福祉士等修学資金借用証書 ② 借受人名義の銀行口座通帳の写し ③ 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	第2 - ③ 号様式
3	卒業 ① 実務者研修施設卒業届 ② 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第3 - ① 号様式 第5 - ① 号様式
4	従事 ① 介護福祉士登録届 ② 登録証の写し ③ 介護等業務従事届 ④ 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第3 - ② 号様式 第3 - ③ 号様式 第5 - ① 号様式
	① 介護等業務従事状況報告書	第3 - ⑤ 号様式
	① 介護等業務従事先変更届	第3 - ④ 号様式
5	返還 ① 介護福祉士等修学資金返還計画申請書 ② その事由により必要な提出書類	第4 - ① 号様式
	① 介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書	第4 - ② 号様式
6	猶予 ① 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第16-1(1)～(5)に該当する場合	第5 - ① 号様式
	① 介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第16-1(6)に該当する場合	第5 - ② 号様式
7	免除 ① 介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書 ② その事由となる事実を証明する書類	第6 - ① 号様式
8	変更等 ① 連帯保証人変更申請書 ② 新たな連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	第7 - ① 号様式
	① 氏名・住所変更届 ② 氏名変更は戸籍抄本・住所変更は住民票抄本	第7 - ② 号様式
	① 死亡届 ② その事実を証明する書類	第7 - ③ 号様式
	① 連帯保証人死亡届 ② その事実を証明する書類	第7 - ④ 号様式
	① 退学・休学・停学・復学・留年届	第7 - ⑤ 号様式
	① 介護福祉士等修学資金貸付辞退届	第7 - ⑥ 号様式
	① 社会福祉士養成施設入学・卒業・退学届	第7 - ⑦ 号様式

様式目次

	様式名	様式番号	ページ
1	介護福祉士等修学資金貸付申請書	第1-①号様式	23～24
2	実務経験（見込）証明書	第1-②号様式	25～26
3	実務者研修施設の長の推薦書	第1-③号様式	27
4	介護福祉士等修学資金貸付決定通知書	第2-①号様式	28
5	介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書	第2-②号様式	29
6	介護福祉士等修学資金借用証書	第2-③号様式	30
7	実務者研修施設卒業届	第3-①号様式	31
8	介護福祉士登録届	第3-②号様式	32
9	介護等業務従事届	第3-③号様式	33
10	介護等業務従事先等変更届	第3-④号様式	34
11	介護等業務従事状況報告書	第3-⑤号様式	35
12	介護福祉士等修学資金返還計画申請書	第4-①号様式	36
13	介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書	第4-②号様式	37
14	介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-①号様式	38
15	介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-②号様式	39～40
16	介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書	第6-①号様式	41
17	連帯保証人変更申請書	第7-①号様式	42～43
18	氏名・住所変更届	第7-②号様式	44
19	死亡届	第7-③号様式	45
20	連帯保証人死亡届	第7-④号様式	46
21	退学・休学・停学・復学・留年届	第7-⑤号様式	47
22	介護福祉士等修学資金貸付辞退届	第7-⑥号様式	48
23	社会福祉士養成施設入学・卒業・退学届	第7-⑦号様式	49

※ 必要な書類はコピーをとって使用してください。

介護福祉士等修学資金貸付申請書
(介護福祉士実務者研修受講資金用)

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者(自署) 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
ふりがな
氏 名
生年月日

年 月 日

印

介護福祉士等修学資金(介護福祉士実務者研修受講資金)の貸付けを次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

在学する 実務者研修施設の 名称・課程等	養成区分	昼間 ・ 夜間 ・ 通信
	受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日
国家試験受験予定年月	受験予定年月	年 月
就 業 の 状 況	1 就業していない 2 就業している(勤務先名称)	
借入希望金額 (貸付金額は万円単位)	① 実務者研修施設への納付金 _____ 万円 ② 参考図書・学用品 _____ 万円 ③ 交通費 _____ 万円 ④ 国家試験受験手数料 _____ 万円 ⑤ その他(使途:) _____ 万円 ⑥ 計(①+②+③+④+⑤) _____ 万円 (20万円以内)	
貸付金の返還方法	1 月賦 2 半年賦	
他制度の利用状況	1 無し 2 申請中(資金名称:) 3 受給中(資金名称:)	

注1 「養成区分」「就業の状況」及び「貸付金の返還方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2 「国家試験受験予定年月日」は、実務者研修施設卒業後の直近の国家試験受験予定年月を記載すること。

3 「他制度の利用状況」欄は、該当する番号を○で囲み、申請中又は受給中の場合は、資金名称を記入すること。

○申請者の世帯状況

世帯構成	氏 名	続 柄	年 齢	月所得(円)	職業(会社員・自営業・学生等)
申 請 者		本人			
世帯の月所得合計額					円

注1 世帯全員の直近の所得額を記入すること。

2 「介護福祉士等貸付申請書(介護福祉士実務者研修受講資金用)」は両面印刷で提出すること。

○連帯保証人（本人が自署のこと）

申請者が介護福祉士等修学資金（介護福祉士実務者研修受講資金）の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人】 独立した生計を営む者

※本修学資金の借受人又は他の申請者や借受人の連帯保証人となっていない者に限る

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		直近の月所得	円
住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号		
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業 () ③その他 () 【勤務先】 電話番号		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

【添付書類】

申請者	<input type="checkbox"/> 「実務経験（見込）証明書」（第1-②号様式） <input type="checkbox"/> 「実務者研修施設の長の推薦書」（第1-③号様式） <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの） ※ 申請者が外国籍の場合は、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」記載ありのもの
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書（市町村発行）

実務経験（見込）証明書

（介護福祉士実務者研修受講資金申請用）

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者（自署） 郵便番号
 住 所
 電話番号
 ふりがな
 氏 名

㊞

下記のとおり介護福祉士国家試験の受験資格となる対象業務の実務経験について届け出ます。

記

施設等の名称 ※法人名等を含む正式名称を記載	
所在地	〒 TEL
施設等の種別	
業務内容	

○指定の介護等業務の従事先の長の証明

年 月 日

上記の者は、次のとおり介護福祉士国家試験の受験資格として認められる介護等業務に下記の期間

- 従事した
 従事する見込みである ことを証明します。

従事期間 及び 介護等業務に 従事した日数	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事期間（上記従事期間の通算日数）	日
	従事日数（上記従事期間に実際に勤務した日数）	日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職及び氏名

㊞

（※ 裏面参照）

実務務験（見込）証明書の記入について

- 「実務経験（見込）証明書」は、申請者が「介護福祉士実務者研修受講資金」の貸付申請をするにあたり、実務者研修施設を卒業後、直近の介護福祉士国家試験の受験資格を有することを証明する書類です。
- 実務者研修施設を卒業後、直近の介護福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（従事期間及び従事日数）は、当該受験年度の3月31日時点で、受験資格として認められる介護等業務の従事期間が3年（通算1,095日）以上、かつ、従事日数が540日以上必要です。

※ 受験の資格と実務経験の範囲は、公益財団法人 社会福祉振興・試験センターのHPを確認してください。

申請者

- 1 おもて面の点線より上の力所は申請者が記入、押印し、その後、点線以下を従事先から証明（記入、押印）してもらってください。
- 2 様式の右上にある年月日は、申請者が従事先へ申請した年月日を記入してください。
- 3 「実務経験（見込）証明書」が複数枚必要なときは、本様式をコピー（両面）してください。
- 4 同一期間内に複数の施設等で介護等業務に従事した場合、重複した従事期間・従事日数は1日として扱います。
- 5 常勤、非常勤、パート等の勤務形態は問いません。

従事先の証明（おもて面“○指定の介護等業務の従事先の長の証明”について）

◆ おもて面の点線以下については、従事先から証明していただく内容となります。

- 1 申請者の実務経験について、「 従事した」、「 従事する見込みである」のいずれか該当する事項に （チェック）をつけるとともに、枠内の「従事期間及び介護等業務に従事した日数」を記入してください。

※ 介護福祉士国家試験受験資格として認められる介護等業務の実務経験は、従事期間が3年（通算1,095日）以上、かつ、従事日数が540日以上必要です。

なお、証明年月日時点で、「見込み」の場合は、申請者が実務者研修施設を卒業後、直近の介護福祉士国家試験を受験する年度の3月31日時点における実務経験（見込み）として、証明願います。

- 2 「従事期間」とは、受験資格の対象となる施設等及び職種で在職した期間（「産休、育休、病休」等の休職期間を含む）です。
- 3 「従事日数」とは、介護等業務に従事した日数（出勤日数）です。
- 4 「施設等の所在地」ほか必要事項を記入、押印のうえ、申請者にお渡し願います。

実務者研修施設の長の推薦書
(介護福祉士実務者研修受講資金)

推薦を受ける者の氏名		
在学する 実務者研修施設名	実務者研修 施設名	
	課程等	
受講(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
所見・推薦理由	<p>※人物・成績等の所見について可能な範囲で記入願います。 ※卒業後に介護福祉士として県内で介護等業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。</p>	

上記の者は、介護福祉士等修学資金(介護福祉士実務者研修受講資金)の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦します。

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

実務者研修施設の所在地

実務者研修施設の名称

実務者研修施設の長の職名及び氏名

㊞

介護福祉士等修学資金貸付決定通知書

新社協第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった介護福祉士等修学資金の貸付けについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

介護福祉士実務者研修受講資金	
氏 名	
貸付決定番号	
貸付金額	介護福祉士実務者研修受講資金 _____ 円
貸付期間	年 _____ 月から 年 _____ 月まで（延べ _____ 月間）
返還期間	年 _____ 月から 年 _____ 月まで（延べ _____ 月間）
貸付金利子	無利子（延滞利子 年 _____ %）
返還方法 1回の返還額	月賦返還（返還回数 _____ 回） _____ 円 半年賦返還（返還回数 _____ 回） _____ 円
貸付条件等	<ol style="list-style-type: none"> この通知書に記載されている事項のほか、修学資金の貸付けに関しては、「介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則」に定めるところによること。 「介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則」の規定を遵守すること。 「介護福祉士等修学資金借用証書」（第2-③号様式）に添付書類を添えて、14日以内に新潟県社会福祉協議会長に提出すること。

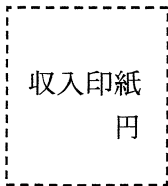
介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書

新社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付けで申請のあった介護福祉士等修学資金の貸付けについては、審査の結果、不承認となりました。



介護福祉士等修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 貸付決定番号
郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

借受人は、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施取扱細則の規定に基づく修学資金として、下記の金額を借用しました。

については、同細則の規定を遵守するとともに、借用した修学資金の返還について、新潟県社会福祉協議会長が指示する方法等により、遅滞なくその債務を履行します。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

記

借用金額	円
貸付金利子	無利子 (延滞利子 年 %)
返還方法	返還 (返還回数 回)

貸付金振込口座 (借受人名義)

※借受人が記載してください。

金融機関名	本支店名	預金種類	口座番号
		普通預金	

- 注1 収入印紙 (円) を貼り、借受人が消印すること。
 2 借受人及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。
 3 借受人は貸付金振込口座を記入し、銀行口座通帳 (金融機関名、本支店名、口座種類、口座番号及び口座名義が記載しているページ) の写しを添付すること。
 4 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写しを添付すること。
 5 貸付決定通知を受けた日から14日以内に、新潟県社会福祉協議会会長に提出すること。
 6 この借用証書を提出しない場合は、借受けを辞退したものとみなす。

実務者研修施設卒業届

年 月 日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記のとおり実務者研修施設を卒業したので届け出ます。

記

実務者研修施設名	
課 程 名	
卒 業 年 月 日	年 月 日

卒業後、直近の国家試験を受験しない場合		この届と併せて提出する申請書等
返還猶予を申請	1 社会福祉士養成施設に修学	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書（第5-①号様式） ・社会福祉士養成施設入学届（第7-⑦号様式）
	2 その他（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書（第5-①号様式）
返還の開始	1 指定の介護等業務以外に就業・就業予定	<ul style="list-style-type: none"> ・返還計画申請書（第4-①号様式）
	2 県外において指定の介護等業務に就業・就業予定	
	3 その他（ ）	

注 卒業後、直近の介護福祉士国家試験を受験しない場合は、「返還猶予を申請」又は「返還の開始」欄の該当する番号を○で囲み、必要事項を記入のうえ申請書等を提出すること。

○実務者研修施設の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

実務者研修施設の所在地

実務者研修施設の名称

実務者研修施設の長の職名及び氏名

印

介護福祉士登録届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

貸付番号

()

印

下記のとおり資格に係る登録簿に登録されたので届け出ます。

記

登録を受けた資格	介護福祉士
登録年月日	年 月 日
登録番号	

注 登録証の写し（A4版に複写）を添付すること。

介 護 等 業 務 従 事 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所
電話番号

ふりがな

氏 名

⑩

貸付番号 ()

下記のとおり指定の介護等業務の従事（予定）していることを届け出ます。

記

施設等の名称	
所在地	〒 TEL
施設等の種別	
業務内容	
就業（予定）年月日	年 月 日

○指定の介護等業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職及び氏名

⑩

介護等業務従事先等変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

㊟

貸付番号

(

)

下記のとおり指定の介護等業務の従事にかかる事項について届け出ます。

記

変更前の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒
	異動・退職年月日	年 月 日
変更後の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒
	施設等の種別	TEL
	業務内容	
	異動・就業年月日	年 月 日

○新たな従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

㊟

介護等業務従事状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

⑩

貸付番号

(

)

下記のとおり該当期間における指定の介護等業務の従事状況について報告します。

記

報告の該当期間	年 月 日 から 年 月 日			
従事先の施設等名称	施設等の種別	業務内容	従事期間	登録ヘルパー、家政婦等の場合（注2）
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
			年 月 日から 年 月 日まで	登録期間 日 従事期間 日
育児休業等で 従事していない期間	年 月 日から 年 月 日まで [理由]			

注1 「報告の該当期間」内に指定の介護等業務の従事先が複数ある場合は、様式をコピーのうえ従事先別に作成すること。

注2 登録ヘルパー、家政婦等の場合は、「報告の該当期間」における登録期間・従事期間の日数を記入すること。

○指定の介護等業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒
施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

⑩

介護福祉士等修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 ⑩
借受人との関係 ()

下記により介護福祉士等修学資金を返還したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号 ()
返還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還すべき金額	円 (①-②)
返 還 期 間	①貸付期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	②返還猶予を受けた期間	年 月から 年 月まで
	③返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返 還 方 法 等	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()
	②返還回数	回
	③1回当たりの返還金額	円 (③×②=返還すべき金額)
返 還 事 由		<input type="radio"/> 返還事由の発生日 年 月 日 1 貸付契約が解除された 2 実務者研修施設を卒業した 3 介護等業務を県外で従事した (指定の国立施設を除く) 4 介護等業務に従事する意思がなくなった 5 介護福祉士登録簿に登録できなかった 6 県内等において介護等業務に従事しなくなった 7 介護等業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 8 返還の債務の返還猶予期間が終了した

注 「返還方法」及び「返還事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

介護福祉士等修学資金返還計画変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

借受人との関係 ()

下記により介護福祉士等修学資金返還計画を変更したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号 ()
返 還 債 務 額	①借入金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
変 更 前	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還すべき金額)
変 更 後	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還未済額の返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還未済金額)
変 更 理 由		

注 「返還方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
 住 所
 電話番号
 ふりがな
 氏 名 ⑨
 貸付番号 ()

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由 (添付書類)		<input type="radio"/> 履行猶予事由の発生日 年 月 日 1 貸付契約が解除された後も引き続き実務者研修施設に在学している (実務者研修施設の在学証明書を添付) 2 実務者研修施設を卒業後さらに社会福祉士養成施設で修学している (社会福祉士養成施設入学・卒業・退学届(第7-⑦号様式)を添付) 3 県内等において介護等業務に従事している (介護等業務従事届(第3-③号様式)を添付) 4 今後、介護等業務に従事する意思がある [下記の欄に今後の従事に向けた意思を記載すること] 5 今後の国家試験を受験する意思がある [下記の欄に今後の受験に向けた意思を記載すること]
具体的な内容		

注「返還履行猶予の事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

介護福祉士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号

()

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由		○履行猶予事由の発生日: 年 月 日 6 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)
具体的な内容		

※裏面に続く

(裏)

【借受人の状況】

ふりがな					
氏名 (年齢)	(満 歳)				
家族の人数	人 (借受人を含む)	主な家計 支持者氏名		借受人 との続柄	
借受人の職業 及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL				
収入金額	月収 円 (給与所得、収入所得見込み)				
借受人の収入状態	1 昨年と同じ 2 収入状態が変わった 理由 ()				
借受人及び家族の状況					

注1 「借受人の職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

2 「借受人の収入状態」の欄は、該当する番号を○で囲み、2の場合は理由を記載すること。

【連帯保証人の状況】 (本人が自署のこと)

ふりがな				
氏名 (年齢)	(満 歳) ⑩			
借受人との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与所得、所得見込み)	
住所・電話番号	〒		TEL	
職業及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL			
連帯保証人及び 家族の状況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状況】			

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

介護福祉士等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 (印)
借受人との関係 ()

下記により介護福祉士等修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

記

借 受 人 の 氏 名		貸付番号 ()								
返 還 債 務 額	①借用金額	円								
	②返還免除を受けた金額	円								
	③返還済金額	円								
	④返還未済金額	円 (①-②-③)								
期 間	①貸付期間	年	月	から	年	月	まで (延べ 月間)			
	②履行猶予を受けた期間	年	月	から	年	月	まで (延べ 月間)			
返還の債務の免除申請額		円								
返 還 の 免 除 事 由	○返還免除事由の発生日 年 月 日									
	1 介護福祉士に登録したうえで県内等において介護等業務に引き続き2年間の規定従事期間に従事した (下記の欄に具体的に記載すること)									
	2 指定の介護等業務の業務上の事由による死亡、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)									
	3 修学資金の貸付けを受けた期間以上に、介護福祉士に登録したうえで県内等において介護等業務に従事した (下記の欄に具体的に記載すること)									
	4 死亡し、又は障害により返還が困難 (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)									
	5 その他の事由により返還が困難 (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)									
具 体 的 内 容										
就 業 の 状 況	就業先の施設等名称	施設等の職種	業務内容	介護等業務の従事期間						
				年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日

注 「返還の免除事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。



連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人(自署) 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 (印)
貸付番号 ()

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

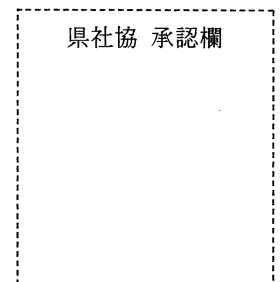
申請内容	現在	ふりがな 氏 名				
	新たな連帯保証人	ふりがな 氏 名				(満 歳)
		申請者との続柄		収入金額(月収)	円(給与取得、所得見込み)	
		住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号			
		職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL			
変更の理由						

○連帯保証人(本人が自署のこと)

借受人 _____ が新潟県社会福祉協議会から貸付を受けた介護福祉士等修学資金の返還をしなければならないときは、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名 (印)



- 注1 収入印紙(200円)を貼り、借受人が消印すること。
2 借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が自署し押印すること。
3 新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書(市町村発行)及び住民票又は運転免許証の写しを添付すること。

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

氏名・住所変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号

()

下記の事項について届け出ます。

記

変更した者		借受人・連帯保証人
変更年月日		年 月 日
変 更 前	1 氏 名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変 更 後	1 氏 名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変 更 理 由		

注1 「変更した者」の欄は、該当する文字に○で囲むこと。

2 変更があった者の氏名変更は戸籍抄本を、住所変更は住民票抄本を添付すること。

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

届出人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

借受人との関係 ()

介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

借受人の氏名	貸付番号 ()
死亡年月日	年 月 日
死亡時の状況	1 実務者研修施設に在学していた 2 社会福祉士養成施設に在学していた 3 介護又は相談援助の業務に従事していた 4 介護又は相談援助以外の業務に従事していた 5 その他 ()
死亡事由	
	(指定の介護等業務に従事していた場合の死亡事由) 1 指定の介護等業務の業務上の事由 2 業務外の事由

注 「死亡時の状況」及び「死亡事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

連 帯 保 証 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

㊞

貸付番号 ()

下記の連帯保証人が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

記

連帯保証人氏名	
死亡年月日	年 月 日

退学・休学・停学・復学・留年届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号

(

)

下記の事項について届け出ます。

記

届 出 事 項	退学	退学をした日	年 月 日
	休学	休学期間	年 月 日から 年 月 日まで
		授業料等の徴収	徴収されている ・ 徴収されていない
	停学	処分を受けた日	年 月 日
		停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	復学	復学をした日	年 月 日 ※ 復学時の学年次 (年次)
		休学・停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	留年	留年した学年次	学年次
		卒業予定年月日	年 月 日
	退学・休学・停学 復学・留年の理由		

注 該当する届出事項（退学・休学・停学・復学・留年）を○で囲み、必要事項を記入すること。

○実務者研修施設の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

実務者研修施設の所在地

実務者研修施設の名称

実務者研修施設の長の職名及び氏名

印

介護福祉士等修学資金貸付辞退届
(介護福祉士実務者研修受講資金)

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 ⑩
貸付決定番号 ()

下記のとおり介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることを辞退したいので届け出ます。

記

貸付決定金額	円
辞退する時期	年 月 日
辞退する金額	円
辞退後の貸付金額	円
辞退の理由	

社会福祉士養成施設入学・卒業・退学届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

㊞

貸付番号 ()

下記のとおり社会福祉士養成施設にかかる事項について届け出ます。

記

社会福祉士養成施設の名称			
届 出 事 項	入学	入学年月日	年 月 日
		修学予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	卒業	卒業年月日	年 月 日
		修学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	退学	退学年月日	年 月 日
		修学期間	年 月 日から 年 月 日まで

○社会福祉士養成施設の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

養成施設の所在地

養成施設の名称

養成施設の長の職名及び氏名

㊞